

大和市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年5月29日

大和市監査委員 中村正樹

大和市監査委員 河端恵美子

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監査対象 総務部
- 3 監査対象期間 令和7年4月～令和8年3月
- 4 監査年月日 令和8年5月29日
- 5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、総務部（総務課、コンプライアンス推進課、契約検査課、管財課、公共建築課、市民税課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 人事給与に関する事務
  - (3) 収入調定に関する事務
  - (4) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
  - (5) 契約に関する事務
  - (6) 財産管理に関する事務
  - (7) 物品出納保管に関する事務
  - (8) 現金取扱に関する事務
- 6 主な着眼点
  - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
  - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
  - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
  - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
  - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されている

ものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。